2014-B

拠出金・基金の名 称

有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金

種別

イヤーマークン

ノン・イヤーマーク

【拠出先の国際機関名】国連環境計画(UNEP)

【所管官庁担当局課・室名】環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室

## 【当該任意拠出金の目的・用途等】

当該任意拠出金は、バーゼル条約の基本的な目的である有害廃棄物等の越境移動及び環境上適正な管理の実施に係る国際的なガイダンスの策定、条約事務局や関係の国際機関が実施するプロジェクトの実施等について支援することにより、バーゼル条約締約国会議等の下で行われ、我が国の国内規制等のバーゼル条約実施にも大きな影響を及ぼす有害廃棄物等の環境上適正な管理に係る国際的議論において、我が国が議論をリードすること等を目的としている。

## 【最近3年間の我が国支払額及びODA率】

単位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ドル)	外貨2 (千 )	レート	ODA率(%)
平成26年度	14,550	-	-	1米ドル = 97円	
平成25年度					
平成24年度					

## 【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】

平成26年度においては、国連環境計画国際環境技術センター(UNEP/IETC)におけるバーゼル条約と水銀に関する水俣条約の連携に関するプロジェクトについて支援を行った。こうした支援等により、平成27年5月に開催されたバーゼル条約第12回締約国会議においては、我が国がとりまとめを主導し、我が国の水銀廃棄物に係る安定化・固形化技術に関する知見を踏まえられた水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインが採択される等の具体的な成果が挙がっている。なお、水俣条約では、同ガイドラインを考慮して水銀廃棄物の環境上適正な管理が行うことを締約国に求めており、同ガイドラインを重要なものと位置づけている。

今後も、バーゼル条約締約国会議等で国際的な議論が行われるもののうち、我が国の国内規制等に大きな影響を及ぼす議論に関連するプロジェクト等に、引き続き支援を行っていく必要がある。